

令和2年度

沖縄市新型コロナウイルス感染症 家庭内感染拡大防止事業のご案内

対象者に
濃厚接触者も
追加されました!

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、濃厚接触者と同居する家族、
または濃厚接触者が離れて過ごす際の宿泊費を支援いたします。(上限あり)

対象者 沖縄市に住民登録があり、以下の全てに当てはまる方

濃厚接触者の家族支援

- ①保健所より、新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判定された方の同居家族であること
- ②現在、家庭内で十分な感染症対策をとることが困難であること
- ③現在、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と判定されていないこと
- ④現在、発熱等、新型コロナウイルス感染症の症状とされる症状がないこと

濃厚接触者支援

- ①保健所より、新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判定され、かつPCR検査結果が陰性と判明していること
- ②現在、家庭内で十分な感染症対策をとることが困難であること
- ③食事の準備及び日常生活に必要な物については、家族等に調達してもらうことができること
- ④宿泊ホテルからの外出自粛に同意できること
- ⑤市からの健康状態確認に協力でき、発熱等の風邪症状が出現したときは、速やかにPCR検査を行うことに同意し、その結果を市へ報告することに同意できること
- ⑥厚生労働省が新型コロナウイルスワクチン接種順位の上位へ位置づけを検討している「基礎疾患」を有していないこと(※次頁参照)
- ⑦日常生活において介護を必要としないこと

利用期間 最大14日間(濃厚接触者(家族または本人)の健康観察期間が終了するまで)

宿泊先 沖縄市内のホテル等宿泊施設(名称、場所は申請時にお知らせします)

支援額 一人あたり1泊5,000円(上限額)

※宿泊費が1泊5,000円に満たなかったときは、宿泊費の実費が支援額となります。

申請方法 申請前に事前の電話相談が必要です。

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 市民健康課

[平日 8:30~17:15] TEL 098-939-1212(内線 2262・2264)

[土日・祝日 10:00~17:00] TEL 098-939-1212



※「新型コロナウイルスワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準」
(厚生労働省による検討段階)

「基礎疾患」の基準

- ①以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
1. 慢性の呼吸器の病気
 2. 慢性の心臓病(高血圧を含む)
 3. 慢性の腎臓病
 4. 慢性の肝臓病(ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く)
 5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
 7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
 8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 11. 染色体異常
 12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 13. 睡眠時無呼吸症候群
- ②基準(BMI30以上)を満たす肥満の方
- *BMI 30 の目安 身長170cmで 体重約87kg
身長160cmで 体重約77kg



新型コロナウイルス感染症 相談・受診相談

症状のある方 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ
接 触 者 等 陽性の方と接触のあった方。
接触確認アプリCOCOAで通知のあった方等。
症状の有無は問いません。

受診すべきか
わからない
受診方法が
わからない

県 コールセンター
TEL 098-866-2129 (24時間対応)



そんなとき
相談しよう!



締め切り間近!

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請は **令和3年2月28日まで** (当日消印有効)

基本給付:1世帯当たり5万円 (第2子以降1人につき3万円を加算)

追加給付:1世帯当たり5万円 (生活保護受給者や令和2年6月時点で児童扶養手当を受給していない方は対象外)

申請がお済みでないひとり親世帯の方は、こども家庭課 家庭支援係までお問い合わせください。

お問い合わせ先▶▶▶ TEL 098-939-1212 (内線3195・3196)



新型コロナウイルス感染症対策に係る 営業時間短縮要請に伴う協力金の支給

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年12月17日から令和3年1月11日にかけて、沖縄県が協力要請をした営業時間短縮について、全期間応じていただいた沖縄市、那覇市、浦添市、宜野湾市、名護市内の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営している事業者を対象に協力金を支給します。[12月14日及び12月23日発表分]

受付期間 2月28日(日)まで(当日消印有効)

主な条件

- ・通常営業として深夜営業(22時～朝5時までの時間帯を含む営業)を行っている事業者
- ・対象地域で飲食店又は接待を伴う遊興施設等を運営する事業者が、全期間、朝5時から22時までの時短営業を行うこと
- ・対象地域で複数の店舗を運営する事業者は、対象地域内の対象店舗全てで時短営業を行うこと。
- ・県が時短要請を行った時点で、対象となる営業継続中の飲食店又は接待を伴う遊興施設等を運営する事業者であること。

時短要請詳細:沖縄市 ※1事業者あたり、いずれか1回のみ申請となります。

要 請	要 請 期 間	協 力 金
時短要請1	令和2年12月17日～令和2年12月28日	一律48万円
時短要請2	令和2年12月29日～令和3年 1月11日	一律56万円
時短要請1+2	令和2年12月17日～令和3年 1月11日	一律104万円

※22時以降も営業するなど要件を満たさない場合には、支給対象となりません。

詳しくは、沖縄県公式ホームページまたは申請受付要項をご確認ください。
虚偽の申請は、絶対に行わないようお願いします。

お問い合わせ 沖縄県感染症対策協力金コールセンター TEL 098-856-4427

対象者の方へタクシーチケットを郵送しています。ご利用はお済みですか？

市内のタクシー会社でご利用いただけます。

利用期限 令和3年2月28日まで

※一部介護タクシー会社でもご利用いただけます。

高齢者、障がい者、妊婦等の買い物移動等に係る費用を支援し、
地域経済の循環、維持を目的に、タクシーチケット(560円×10枚)を
対象世帯に配布しております。



利用期限間近です!! ぜひご利用ください。

※転売等はおやめください。

このステッカーが貼られている
タクシー業者が対象です。



お問い合わせ先(委託事業者:沖縄広告株式会社 タクシーチケット担当)
TEL 090-5291-6823 (平日 10:00～17:00)

消費喚起業務 / 沖縄市にエール!最大30%戻ってくるキャンペーン

期間延長!

市内事業者の支援として、対象店舗にて電子決済PayPayでお支払いした方に、お支払額の30%(上限3,000円)が還元されるキャンペーンの開催期間を2月28日まで延長しました。

詳細は、公式ホームページ等でご確認ください。

お問い合わせ 「沖縄市にエール!最大30%戻ってくるキャンペーン」事務局 TEL 0120-008-324

対象店舗でPayPay残高でのお支払いで、
最大 30% 戻ってくる

**沖縄市にエール!
最大30%戻ってくるキャンペーン!**

対象店舗はのぼりが目印

期間:2020年11月1日 ▶ 2021年2月28日まで

付与上限 **3,000円相当 / 回・期間**

※1 ヤフーカード以外のクレジットカードは対象外
※2 付与されるPayPayボーナスはPayPay / ワイジェイカード公式ストアでの利用可能。 出金・譲渡不可

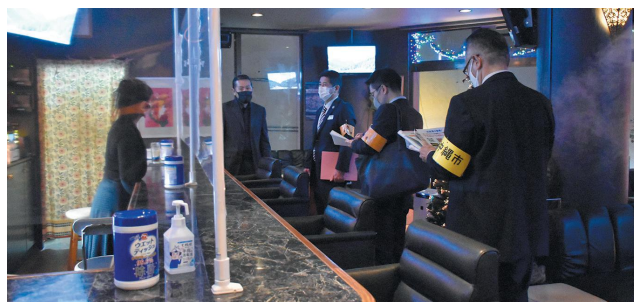
12/18 店舗の感染防止対策を巡回確認

新型コロナウイルス感染防止対策の遵守状況を把握し実効性を高めようと、店舗等への巡回活動が行われました。

沖縄県庁職員と市職員、沖縄市料理飲食業組合の當山康司会長、沖縄市社交飲食業組合の小浜千代会長が参加。中の町地区の「サブナード」「ステーキハウス四季」「キルタイム」「古酒楽園」の4店舗を巡回し、チェックリストに基づく感染防止対策の確認や店主への聞き取りなどを行いました。

4店舗とも、シーサーステッカー(沖縄県感染防止対策徹底宣言)を取得・掲示し、入店時の検温・消毒、換気や座席への仕切りの設置など、器機の活用やさまざま工夫を行っていました。

沖縄市料理飲食業組合、沖縄市社交飲食業組合の各店舗では、来店する方の「安心・安全」を最優先に、感染防止対策の徹底に取り組んでいます。



市民健康課より
**健康づくり
ノート**



歯の健康で、全身の健康を!



皆さんは、歯周病という病気を知っていますか?

歯周病とは、歯と歯ぐきの間隙に付着した歯垢(プラーク)の中で歯周病菌が増殖し、歯肉などの歯周組織の炎症を起こす病気です。重症化すると、歯を失うこともあります。



日本では歯周病の患者は多い?

日本では、歯周病で歯を失う人が多いといわれ、30代半ばで3分の2、10代でも約半数が歯周病といわれています。歯周病の原因は、歯の表面や、歯と歯の間隙に溜まる食べ物のカスと細菌(虫歯菌他)の塊である歯垢(プラーク)です。歯垢(プラーク)を取り除くことが、歯周病予防に効果的です。正しい歯磨きと歯医者さんでの年2回以上の定期的な歯のお掃除で、歯垢(プラーク)を除去しましょう。

お口のケアで感染を予防しよう!

ウイルスの感染は、「鼻・口・目」等の粘膜からウイルスが侵入することで起こります。お口を清潔にし健康を保つことで、ウイルス感染の対策にもなります。うがいだけでなく、歯磨きを行い、感染を予防しましょう。

お問い合わせ 市民健康課 (内線2241)